

# (案)

## 宮前区役所パンフレットラック設置運用事業広告掲載契約書

川崎市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間において、行政財産の目的外使用許可に基づいて乙が設置するパンフレットラックについて、次の条項により広告掲載契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（広告掲載期間）

第2条 広告掲載期間は、行政財産の目的外使用許可における許可期間と同じ令和6年1月21日から令和6年12月28日までとする。

（パンフレットラックの設置）

第3条 パンフレットラックの仕様は、「宮前区役所パンフレットラック設置運用事業仕様書」に定める規格を全て満たすものでなければならない。

2 乙は、広告掲載期間の開始後、パンフレットラックを甲の指示に従い速やかに指定の位置に設置し、設置が完了した旨を甲に報告しなければならない。

3 乙は、前項の報告後、甲が、施設管理上支障があると認めた場合は、その指示に従い速やかに是正しなければならない。

4 パンフレットラックの維持管理（設備機器の点検・保守、故障・破損時の対応、苦情対応、汚損時の清掃をいう。）は、乙の責任において行わなければならない。

5 パンフレットラックの維持管理に必要な作業の頻度・方法・時間帯等について、乙は、甲の指示に従わなければならない。

（広告の掲載）

第4条 乙は、パンフレットラックに掲載する広告の広告主の選定及び広告の内容について、川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準を遵守するとともに、事前に宮前区役所契約業者等選定委員会の審査を受け、その承認を得なければならない。

2 乙は、前項に定める審査を受けるため、掲載する広告の原稿、デザイン等必要な資料を甲の指定する日までに、甲に提出しなければならない。

3 広告主及び広告の内容が第1項に定める規定に違反しているとき、又は、設置場所に掲載する広告として相応しくないと甲が判断したときは、乙は、ただちに是正しなければならない。

4 甲は、乙が前項の規定に従わないときは、当該広告の消去等必要な措置を講じることができる。

5 乙は、乙又は広告主の都合により広告の内容を変更するときは、事前に甲と協議し、第1項の審査を受け、その承認を得なければならない。

- 6 乙は、広告の内容が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容に係る財産権の全てにつき合理的な権利処理が完了していることを保証しなければならない。
- 7 広告の掲載に関する一切の責任は乙が負うものとする。
- 8 広告の掲載について第三者との間に紛争が生じたときは、乙の責任及び負担において解決しなければならない。

#### (広告掲載料)

- 第5条 広告掲載期間における広告掲載料は、月額〇〇〇〇円（消費税額及び地方消費税額含む）とする。なお、1月に満たない期間は、月額に1月の日数に対する算定期間の日数に割合を乗じて計算するものとし、1円未満は切捨てるものとする。
- 2 乙は、前項の広告掲載料を甲が発行する納入通知書により、当初の年度分の広告掲載料にあっては、当該年度の2月20日までに、それ以降の年度分の広告掲載料にあっては当該年度の4月30日までに、甲に納入しなければならない。ただし、それらの納入の期限とする日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日を納入の期限の日とする。
  - 3 広告掲載期間中に消費税及び地方消費税の税率に変動があった場合は、その納入期限日を基準として適用される税率によるものとする。
  - 4 甲は、第7条第1項各号に掲げる事由により本件契約を解除したときは、既納の広告掲載料を乙に返還しない。
  - 5 乙は、第2項に定める納入の期限の日までに広告掲載料を納付しないときは、当該日の翌日から納入した日までの日数に応じ、広告掲載料に川崎市債権管理条例で定める割合を乗じて得た額を延滞金として甲が発行する納付書により、甲に納入しなければならない。

#### (広告掲載料の改定)

- 第6条 甲は、特別の費用を負担することになったときその他正当な理由があると認めるときは、乙に対して広告掲載料の増額を請求することができる。

#### (甲の解除権等)

- 第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本件契約を解除することができる。
- (1) 第5条第2項の納入期限後3月以上経過しても広告料を納めないとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、本件契約の規定に違反し、又はその違反等によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
  - (3) 乙が甲の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
  - (4) 乙が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
  - (5) 乙の経営状態が悪化し、又はそのおそれのあると認められる相当の理由があり、そのことにより広告料の支払いをすることができないと認められるとき。
  - (6) 乙が、川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条に規定する暴

力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者と判明したとき。

(7) パンフレットラック設置に関する行政財産目的外使用許可が取り消されたとき。

2 甲は、前項に掲げる事由により本件契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときでも、その損害を補償しない。

3 甲が、第1項に掲げる事由により本件契約を解除した場合において、甲に損害が生じるときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第8条 天災等や甲の責によらないやむを得ない事由により、広告掲載が不可能となった場合は、甲は責任を負わない。

(広告の仕様変更)

第10条 甲は、必要があると認められるときは、広告の仕様変更の内容を乙に通知して、広告の仕様を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは広告料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(秘密の保持)

第11条 甲及び乙は、本件契約の履行に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(契約の費用)

第12条 本件契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(住所等の変更の届出)

第13条 乙は、その所在地又は名称に変更があったときは、速やかに甲に届け出なければならない。

(来庁者等への対応)

第14条 乙は、設置運用事業により発生するトラブル、苦情等について一切の責任を持って解決しなければならない。

(パンフレットラックの移設等)

第15条 甲は、パンフレットラックのある施設内の事務室の配置変更、その他施設管理上の事情等により、パンフレットラックとして指定した位置を変更せざるを得ないと判断したときは、乙にパンフレットラックの移設を指示することができる。

2 前項の移設は、乙の負担において行うものとする。

3 甲は、施設管理上の事情等により、パンフレットラックの移設先を確保できないと判断したときは、乙にパンフレットラックの撤去を指示することができる。

(補則)

第16条 本件契約書に定めるもののほか、乙は、川崎市契約規則（昭和39年4月1日規則第28号）及び関係法令に定めるところに従わなければならない。

2 本件契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲、乙、記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 川崎市

川崎市長 福田 紀彦

乙